平成２４年（フ）第８５３号
千葉県松戸市高塚新田635番地の64
債務者　半澤　裕道
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８５４号
千葉県松戸市高塚新田635番地の64
債務者　半澤みちる
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９号
千葉県我孫子市天王台４丁目３番10―304号
コーポラスサミー
債務者　滝沢　智子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７３号
千葉県柏市酒井根１丁目11番７―101号
債務者　本多　玲子（旧姓吉葉）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３６号
山口県岩国市錦見２丁目19番３号
債務者　廣中　嘉則
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４号
山口県岩国市車町２丁目８番20号
債務者　樋口　浩孝
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５号
山口県大島郡周防大島町大字久賀2529番地
債務者　岩田　紀子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１１２号
愛知県半田市亀崎高根町７丁目11番地の３
グリーンヒルズ113Ｂ棟103号
債務者　石川　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８号
神戸市中央区中山手通３丁目10番18―208号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目２番35―413号
債務者　日髙　眞二
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
神戸市北区有野町有野944番地の１　レオパレス未来202号、従前の住所神戸市北区藤原台中町７丁目９番14号
債務者　永瀬　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅ヌ―１―５
債務者　藤本ユリエ
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原146番地39
債務者　相馬　寿仁
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第８号
青森県つがる市富萢町三室37番地２
債務者　山崎　惠章
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
山口県防府市大字高井1006番地の３　橋本方、住民票上の住所山口県防府市大字高井668番地の１　オアゾα102
債務者　清澄　正之
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
山口県防府市開出14番11号
債務者　田中　健次
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
和歌山県岩出市東坂本73番地の８、住民票上の住所和歌山県紀の川市桃山町垣内181番地
債務者　坂口　賀俊（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５００号
和歌山市中之島345番地の35　東雲荘101
債務者　庄田　由文
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係